

政令第十号

ハイチ国際平和協力隊の設置等に関する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第三条第三号レ、第五条第八項及び第十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国際平和協力隊の設置）

第一条 国際平和協力本部に、国際連合平和維持活動であつてハイチにおいて紛争に対処して国際の平和及び安全を維持するために行われているもの（以下「ハイチ国際連合平和維持活動」という。）のため、次に掲げる業務及び事務を行う組織として、平成二十二年十一月三十日までの間、ハイチ国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置く。

一 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）第三条第三号ワに掲げる業務（ハイチ地震（平成二十二年一月十二日にハイチにおいて発生した大規模な地震及びこれに引き続いて発生した余震をいう。次条第一号において同じ。）の被災者であるものの収容に係るものに限る。

）及び法第三条第三号タに掲げる業務並びに次条第一号に掲げる業務（以下「震災復旧業務」と総称す

る。) に関する企画及び調整並びに同条第四号に掲げる業務に係る国際平和協力業務であつて、国際連合ハイチ安定化ミッション国際連合事務総長首席副特別代表室において行われるもの

二 法第三条第三号タに掲げる業務に関する企画及び調整並びに次条第二号から第四号までに掲げる業務に係る国際平和協力業務であつて、国際連合ハイチ安定化ミッション軍事部門司令部において行われるもの

三 震災復旧業務のうち、派遣先国の政府その他の関係機関と震災復旧業務に従事する自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係る国際平和協力業務

四 法第四条第二項第三号に掲げる事務

(政令で定める業務)

第二条 ハイチ国際連合平和維持活動に係る法第三条第三号レの規定により同号カに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務は次の第一号に掲げる業務とし、ハイチ国際連合平和維持活動に係る同条第三号レの規定により同号タに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務は次の第二号から第四号までに掲げる業務とする。

一 ハイチ地震によって被害を受けた施設又は設備であつてその被災者の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置

二 物資の調達に関する企画及び調整

三 飲食物の調製に関する企画及び調整

四 宿泊又は作業のための施設の維持管理に関する企画及び調整

(国際平和協力手当)

第三条 ハイチ国際連合平和維持活動のために実施される国際平和協力業務に従事する協力隊の隊員及び法第九条第五項に規定する自衛隊員(第三項において「部隊派遣自衛隊員」という。)に、この条の定めるところに従い、法第十六条第一項に規定する国際平和協力手当(以下「手当」という。)を支給する。

2 手当は、国際平和協力業務に従事した日一日につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

3 前項に定めるもののほか、手当の支給に関しては、協力隊の隊員(部隊派遣自衛隊員の身分を併せ有する者を除く。)については一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)に基づく特

殊勤務手当の支給の例により、部隊派遣自衛隊員については防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）に基づく特殊勤務手当の支給の例による。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

別表（第三条関係）

一	<p>ポルトー・フランス市の区域において業務を行う場合（四の項、六の項（二）本文及び（三）並びに八の項（二）に規定する場合を除く。）</p>	<p>一万六千円</p>
二	<p>西県の区域（一の項に規定する区域を除く。）において業務を行う場合（五の項、七の項（一）本文及び（二）並びに八の項（二）に規定する場合を除く。）</p>	<p>一万二千元</p>
三	<p>ハイチ内の地域（一の項及び二の項に規定する地域を除く。）において業務を行う場合（六の項（一）、七の項（一）本文及び（二）並びに八の項（二）に規定する場合を除く。）</p>	<p>一万円</p>
四	<p>ポルトー・フランス市の区域において、第一条第一号若しくは第二号に掲げる業務（派遣先国の政府その他の関係機関と当該業務に従事する協力隊の隊員との間の</p>	<p>六千円</p>

	<p>連絡調整に係るものに限る。）又は同条第三号に掲げる業務（以下「連絡調整業務」という。）を行う場合</p>	
五	<p>西県の区域（一の項に規定する区域を除く。）において連絡調整業務を行う場合</p> <p>(一) ハイチ内の地域（一の項及び二の項に規定する地域を除く。）において連絡調整業務を行う場合</p> <p>(二) ポルトー・プランス市に所在する空港の区域において、震災復旧業務に附帯する業務として、空路により震災復旧業務に従事する人員の輸送又は震災復旧業務に必要な物資の補給を行う場合。ただし、陸上の場所に留まって行う場合に限る。</p> <p>(三) ポルトー・プランス市の区域において、震災復旧業務に附帯する業務として、海路により震災復旧業務に従事する人員の輸送又は震災復旧業務に必要な物資の補給を行う場合。ただし、ポルトー・プランス市の区域の沿岸において、エアクッション艇を使用して艦船と陸地との間の輸送を行う場合に限る。</p>	五千円
六	<p>(一) ハイチに所在する空港の区域（六の項(二)に規定する区域を除く。）において、</p>	四千円

八	七
<p>(一) ドミニカ共和国に所在する空港の区域において、震災復旧業務に附帯する業務として、空路により震災復旧業務に従事する人員の輸送又は震災復旧業務に必要な物資の補給を行う場合。ただし、陸上の場所に留まって行う場合に限る。</p> <p>(二) ハイチ内の地域において、震災復旧業務に附帯する業務として、海路により震災復旧業務に従事する人員の輸送又は震災復旧業務に必要な物資の補給を行う場合。</p>	<p>震災復旧業務に附帯する業務として、空路により震災復旧業務に従事する人員の輸送又は震災復旧業務に必要な物資の補給を行う場合。ただし、陸上の場所に留まって行う場合に限る。</p> <p>(二) ハイチ内の地域（一の項に規定する地域を除く。以下この項において同じ。）において、震災復旧業務に附帯する業務として、海路により震災復旧業務に従事する人員の輸送又は震災復旧業務に必要な物資の補給を行う場合。ただし、ハイチ内の地域の沿岸において、エアクッション艇を使用して艦船と陸地との間の輸送を行う場合に限る。</p>
千四百円	三千円

合（六の項（三）及び七の項（二）に規定する場合を除く。）